

資金繰りに対する支援(公庫資金)

農林漁業セーフティネット資金による融資【林業者向け】

取扱事業: 農林水産事業

- ・ 最長10年間、最大2%の金利負担軽減
- ・ 実質無担保・無保証人による融資
- ・ 年間経営費等の1/2[※]又は1,200万円に
限度額を引き上げ

農林漁業セーフティネット資金	
資金 使途	経営の安定を図るのに 必要な資金
償還 期限	15年以内 (据置3年以内)
限度額	年間経営費等の6/12 [※] 又は 600万円以内

※ 簿記記帳を行っている場合

セーフティネット貸付【木材産業等の中小・小規模事業者向け】

取扱事業: 国民生活事業・中小企業事業

- ・ 中東情勢や原油価格高騰等の影響を受けており、
一定の要件を満たす場合、基準利率からの引き下げを実施



日本政策金融公庫
相談窓口

借入金の返済に対する支援

既往債務の借換えに対する支援【林業者向け】

民間金融機関で既往債務の借換えを行う場合、

- ・ 農林漁業信用基金による債務保証(5年間保証料免除)
- ・ 貸付当初最大5年間、最大2%の金利負担軽減

※ 利子助成と債務保証はセットで活用することが条件となります。このほか、一定の要件を満たす方が対象です。



借換資金に対する支援
農林漁業信用基金

返済猶予等の条件変更

- ・ 金融機関に対し、既往債務の償還猶予や資金繰り等の支援を政府より要請済



金利負担軽減(利子助成)
全国木材協同組合連合会

債務保証による支援

農林漁業信用基金による債務保証

【林業・木材産業共通】

- ・ 通常保証とは別枠(上限8,000万円)で借入債務の80%を保証
- ・ 借入当初5年間保証料を免除



林業・木材産業災害復旧対策保証
農林漁業信用基金

※ 各支援の詳細については、最寄りの(株)日本政策金融公庫や
全国木材協同組合連合会、(独)農林漁業信用基金にお問い合わせください。